

さいたま市水道局施設修繕契約事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市水道局が発注する施設修繕（修繕工事及び単価契約に基づく修繕を除く。以下同じ。）の契約に係る指名競争入札及び随意契約における見積の徴収（以下「入札等」という。）の事務の執行について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設修繕 施設を維持管理する上で、原状復旧をし、継続的利用又は可動を可能とする行為をいう。
- (2) 設計図書等 仕様書、設計図面及び特記仕様書をいう。
- (3) 委員会 さいたま市水道局契約審査委員会規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第24号）に基づくさいたま市水道局契約審査委員会をいう。
- (4) 予算所管課 対象となる施設修繕の予算を所掌する課所のことをいう。
- (5) 契約事務規程 さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号）をいう。
- (6) 請求書 さいたま市水道局会計規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第31号）第37条第1項第4号に規定する請求書をいう。

(設計図書等の作成)

第3条 予算所管課の長は、施設修繕を執行しようとするときは、設計図書等を作成し、執行予定額を算出しなければならない。

(支出の手続)

第4条 予算所管課の長は、施設修繕を執行しようとするときは、会計規程第35条の規定による支出の手続において、前条に定める設計図書等を添付の上、管財課長に契約の依頼をしなければならない。

- 2 予算所管課の長は、執行予定額が30万円以上2,000万円未満の施設修繕を執行しようとするときは、前項の手続において、当該施設修繕を所管する部の部長等（以下「施設修繕所管部長等」という。）の承認を経なければならない。
- 3 予算所管課の長は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第5号及び第6号の規定による随意契約により施設修繕を執行しようとするときは、第1項の手続において、管財課長の合議を経なければならない。

(執行方法等の決定)

第5条 施設修繕に係る契約方法及び指名業者等の選定その他必要な事項については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により決定するものとする。

- (1) 執行予定額が250万円以下の施設修繕 さいたま市競争入札参加資格者名簿から選定し、管財課長が決定する。ただし、執行予定額が100万円未満の施設修繕の場合は、さいたま市小規模修繕業者登録名簿から選定することができる。
- (2) 執行予定額が250万円を超え2,500万円未満の施設修繕 さいたま市競争入札参加資格者名簿から選定し、業務部長が決定する。
- (3) 執行予定額が2,500万円以上の施設修繕 さいたま市競争入札参加資格者名簿から選定

し、委員会の審議を経て、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が決定する。

（入札等の執行課）

第6条 施設修繕に係る入札等は、管財課において行うものとする。

（指名の通知）

第7条 第5条の規定に基づき、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、契約方法何書により決裁を経た上で、指名業者に対し、入札指名通知書により通知するものとする。ただし、執行予定額が30万円未満又は30万円以上250万円以下の緊急修繕については、この限りではない。

（入札保証金）

第8条 入札保証金の納付及び免除については、契約事務規程第21条から第23条の規定によるものとする。

2 入札保証金の還付は、入札後、請求書を管理者に提出させて行うものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者が納付すべき契約保証金があるときは、これに充当することができるものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第4項の規定により市に帰属するものとする。

4 契約事務規程第22条第1項第2号の規定による入札保証金の納付の免除を希望する者は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

種類及び規模をほぼ同じくする案件に該当する契約書の写し（当該契約が共同企業体の実績である場合は、単体にあつてはその単体等が、特定共同企業体にあつては、出資比率20%以上で構成した代表構成員としての実績に限る。）

（設計図書等）

第9条 設計図書等は、指名業者に閲覧、貸与又は配布するものとする。

2 設計図書等について指名業者から質問があつたときは、質問及び回答を指名業者のすべてに周知するものとする。

（現場説明会）

第10条 現場説明会は、原則として実施しない。ただし、施設の修繕内容が分かりにくい場合は、あらかじめ説明事項を整理し、現地の確認も認めるものとする。現地で質問があつた場合は、書面にて指名業者すべてに回答するものとする。

（予定価格等の決定）

第11条 施設修繕所管部長等は、入札執行前に、予定価格を予定価格書に記入押印し、封書に入れ、封印するものとする。

2 最低制限価格を設けるときは、施設修繕所管部長がその価格を決定し、併せて予定価格書に記入するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、入札等1件の執行予定額が30万円未満又は30万円以上250万円以下の緊急修繕の場合においては、予定価格書の作成を省略し、執行予定額をもって、予定価格とすることができる。

4 予定価格及び最低制限価格を入札日より前に公表した場合又は前項の規定により予定価格書の作成を省略した場合には、予定価格書の封入及び封印を省略することができる。

(入札執行者)

第12条 入札執行者は、管財課長又は管財課長が指名した者とする。

2 入札執行者は、入札の執行に当たって、管財課の職員に補助させることができる。

(入札等の立会人)

第13条 入札の立会人は、当該施設修繕の契約事務に関係しない主査相当職以上の職員をもって充てる。

2 見積の立会人は、管財課長が指名した職員をもって充てる。

(入札の準備)

第14条 入札の執行者は、入札の執行が適正に行われるよう、執行場所の選定並びに入札の執行者及び入札参加者の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札に先立ち、第11条第1項による予定価格書及びくじ並びに入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札の執行)

第15条 入札執行者は、通知した時刻になったとき、入札参加者を順次入室させ、入札の開始を宣言し、当該施設修繕の件名、履行場所及び入札参加者名並びに入札書に入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載する旨読み上げて確認を行うものとする。

2 前項の確認後の入札参加は、認めないものとする。

3 入札参加者は、原則として1業者につき1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。

4 入札は、入札書に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして入札箱に投入させなければならない。

5 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

(代理人による入札)

第16条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状を提出させ、代理人であることを確認しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第17条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札金額見積内訳書)

第18条 入札執行者は、入札参加者から初度入札時に必要に応じて入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(入札の延期等)

第19条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

2 入札執行者は、天変地変その他の理由により入札を執行することが困難であると認められるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

(入札の辞退)

第20条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨の申し出があった場合、次に掲げる各号により取り扱うものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参させるものとする。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させるものとする。
- 2 前項により入札を辞退した者については、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを行わないものとする。

(開札)

第21条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者及び立会人の立会いのもとに行わなければならない。

- 2 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
- 3 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理し、予定価格と入札価格との対比（最低制限価格を設けている場合は、これの110分の100の価格との対比）を行わなければならない。
- 4 入札執行者は、開札の結果として、入札参加者名及び入札価格を発表するものとする。

(入札の無効)

第22条 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 通知書等において定めた提出書類を提出しない者がした入札、又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (13) 郵便（入札の方法として管理者が指定したものを除く。）、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (14) 金額を訂正した入札書による入札
- (15) 予定価格を入札執行前に公表している場合において、当該公表している金額を超えた入札
- (16) 最低制限価格を設定している場合においては、当該金額に満たない入札
- (17) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(落札者の決定)

第23条 入札執行者は、入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者とする。

(くじによる落札者の決定)

第24条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは直ちに、当該入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

2 前項により落札者を決定したときは、その入札書にくじを引いた結果落札した旨を落札者に記載させ、記名押印させるものとする。

3 第1項のくじ引きにあたり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第25条 入札執行者は、開札後入札書比較価格の範囲内の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格の110分の100の価格を下回らない入札をした者）に限る。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

4 予定価格を入札執行前に公表している場合においては、前3項の規定は適用しない。

(不調時の取扱)

第26条 入札執行者は、指名競争入札の場合において、再度入札によっても、なお落札者がいないときは入札を打ち切り、改めて、当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 前項による随意契約は、再度入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

3 前条第4項の規定により再度入札を行わない場合の取り扱いについては、前2項の規定を準用する。

(落札結果等の通知)

第27条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表するものとする。

2 管財課長は、落札者を決定した場合は、速やかにその旨を落札者に契約通知書により通知するものとする。ただし、契約事務規程第3条の規定により契約書の作成を省略する場合については、この限りでない。

3 前項の通知が落札者に到着した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失うものとする。

(入札等結果の記録)

第28条 入札執行者は、施設修繕の入札等を行ったときは、入札・見積結果表を作成しなければならない。ただし、執行予定額が30万円未満又は30万円以上250万円以下の緊急修繕については、この限りでない。

(随意契約の相手方の決定)

第29条 随意契約の相手方は、見積書比較価格（予定価格に110分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で見積書を提出した者の中から管財課長が決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、見積書提出業者が1者の場合、見積執行者は、見積書比較価格の制限

の範囲内での見積であることを確認した上で、契約の相手方として決定することができる。

- 3 前2項の決定は、見積を徴取したすべての者から見積書又は見積辞退届の提出があった時から行うことができる。

(不調時の取扱)

第30条 見積執行者は、再度見積によっても、なお見積書比較価格の制限の範囲内で見積がないときは見積執行を打ち切り、改めて、当該見積参加者以外の者による見積に付するものとする。ただし、指名替えによる見積に付することができない場合は、再度見積参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(契約の相手方の通知)

第31条 見積執行者は、契約の相手方を決定した場合は、当該見積場所において、見積参加者にその旨を発表するものとする。

- 2 第29条第1項の規定により、管財課長が随意契約の相手方を決定した場合は、速やかにその旨を契約の相手方に通知するものとする。ただし、契約事務規程第3条の規定により契約書の作成を省略する場合については、この限りでない。
- 3 前項の通知が契約の相手方に到着した日から7日以内に当該契約の相手方が契約の締結に応じないときは、その決定は効力を失うものとする。

(入札執行の準用)

第32条 第7条、第9条から第22条まで（第11条第2項、第13条及び第15条第5項を除く。）、第25条及び第28条の規定は、見積執行の場合に準用する。この場合において、「指名競争入札」とあるのは、「見積の徴収」と、「入札」とあるのは、「見積」と、「開札」とあるのは「見積合わせ」と読み替えるものとする。

(契約保証金)

第33条 契約保証金の取扱いについては、次に掲げる各号によるもののほか、契約事務規程第4条から第9条の規定によるものとする。

- (1) 契約事務規程第6条第3号の規定により契約保証金を免除するものは、原則として契約金額が300万円未満の施設修繕の請負契約とする。
- (2) 受注者が契約事務規程第4条第2項に規定する担保を付したときは、提出された担保を契約書等と併せて保管するものとする。
- (3) 契約事務規程第6条第1号に規定する履行保証保険契約及び同条第2号に規定する工事履行保証契約に係る証券の提出を受けたときは、契約書等と併せて保管するものとする。
- (4) 請負金額が変更前の請負金額の10分の3を超えて増額された場合は、契約保証金（それに代わる保険、保証等を含む。）の額を増額後の請負金額の10分の1以上に増額変更するものとする。
- (5) 契約保証金の還付は、会計規程による請求書を提出させて行うものとする。
- (6) 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法第234条の2第2項の規定により市に帰属するものとする。

(契約の締結)

第34条 契約の締結は、施設修繕請負契約書により、契約の相手方に第27条第2項又は第31条第2項の通知が到着した日から7日以内に行うものとする。

(契約書作成の省略)

第35条 契約事務規程第3条の規定により契約書の作成を省略する場合は、契約書に準ずる書面として注文請書を提出させるものとする。ただし、契約金額が30万円未満で、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項の注文請書の提出を求めるときは、管理者は受注者に注文書を送付しなければならない。ただし、契約金額が30万円未満で、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

(免税事業者の届出)

第36条 管理者は、施設修繕の受注者が消費税免税事業者である場合は、当該受注者に免税事業者届出書(様式第1号)を提出させるものとする。

(契約の変更)

第37条 請負代金額の変更又は工期の延長又は短縮等により変更が生じた場合の変更契約の締結は、変更契約書又は変更注文請書により行うものとする。

2 前項の変更契約の場合の支出の手続は、第4条の規定を準用する。

(施設修繕の着手)

第38条 予算所管課の長は、請負契約締結の日から7日以内に施設修繕に着手させなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 予算所管課の長は、受注者が施設修繕に着手したときは、着手届(様式第2号)を提出させなければならない。ただし、別表に定める基準により、提出させないことができる。

(施設修繕の履行基準)

第39条 予算所管課の長は、施設修繕の履行に当たり、受注者にさいたま市水道局施設修繕請負契約基準約款(平成27年度さいたま市水道局設定)を遵守させるものとする。ただし、別表に定める基準により、工程表、現場代理人等通知書等の書類の作成については、省略することができる。

2 前条2項ただし書及び前項ただし書の規定により書類の作成等を省略する場合においては、予算所管課の長は当該施設修繕の仕様書等に省略する書類を明示しなければならない。

3 予算所管課の長は、当該施設修繕の仕様書等で修繕記録(写真)の提出を明示し、受注者に提出させなければならない。ただし、契約金額が100万円未満の施設修繕契約で、あらかじめ仕様書等で提出の省略を明示したものについては、この限りでない。

(部分払)

第40条 部分払の取扱いについては、次に掲げる各号によるもののほか契約事務規程第15条の規定及びさいたま市水道局施設修繕請負契約基準約款の規定によるものとする。

(1) 部分払をすることができるのは、履行期間が3箇月を超える施設修繕の請負契約とし、当該履行期間が3箇月を超えるごとに1回の支払いをすることができるものとする。

(2) 管理者が必要と認めたときは、履行期間が3箇月以下の施設修繕の請負契約であっても、毎月1回の支払いをすることができるものとする。

(検査結果通知)

第41条 予算所管課の長は、施設修繕の検査完了後、検査結果を書面により受注者に送付しなければならない。ただし、契約金額が30万円未満の施設修繕契約で、あらかじめ仕様書等で送付の省略を明示したものについては、その限りではない。

(支払事務)

第42条 施設修繕に係る部分払金については、請求を受けた日から10日以内に支払うものとし、完了後の最終支払については、請求を受けた日から、30日以内に支払うものとする。

(その他)

第43条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に指名する施設修繕について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のさいたま市水道局施設修繕契約事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第38条、第39条、第41条関係）

書類作成の基準（施設修繕を執行しようとする場合）

○：必須 △：省略することができる ×：不要

契約金額区分	130万円を超え、又は130万円以下で契約書作成の場合	130万円以下で契約書の作成を省略して請書とした場合	30万円未満		
			契約書とした場合	請書とした場合	契約書・請書省略
着手届	○	△	×	×	×
請負代金内訳書	○	○	○	○	○
工程表	○	△	×	×	×
現場代理人等通知書	○	△	×	×	×
施設修繕完成通知書	○	○	○	○	○
検査結果通知書	○	○	×※	×※	×※
目的物引渡書	○	○	×	×	×

※あらかじめ仕様書等で送付の省略を明示したものに限る。

書類の作成基準（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号及び第6号の規定による随意契約により施設修繕を執行しようとする場合）

○：必須 △：省略することができる ×：不要

契約金額区分	250万円を超えるもの	130万円を超え250万円以下、又は130万円以下で契約書作成の場合	130万円以下で契約書の作成を省略して請書とした場合	30万円未満		
				契約書とした場合	請書とした場合	契約書・請書省略
着手届	○	△	△	×	×	×
請負代金内訳書	○	○	○	○	○	○
工程表	○	○	△	×	×	×
現場代理人等通知書	○	○	△	×	×	×
施設修繕完成通知書	○	○	○	○	○	○
検査結果通知書	○	○	○	×※	×※	×※
目的物引渡書	○	○	○	×	×	×

※あらかじめ仕様書等で送付の省略を明示したものに限る。